様式第１号（第４条関係）

豊橋市空家バンク登録申込書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　様

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱を遵守し、同要綱第４条第１項の規定により、次のとおり空家バンクへの登録を申込みます。

１　登録内容

登録内容は、別紙豊橋市空家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

２　賃貸借契約等について（いずれかを選んでください）

* + 契約交渉に係る全てについて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部又は公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部三河支部及びその会員への媒介を依頼し、情報の提供を承諾します。
	+ 契約交渉に係る全てについて、媒介業者が決定しており、その者が責任をもって行います。
	+ 契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者間で、責任をもって行います。

３　所有者の同意確認

|  |
| --- |
| (1)この申請書等に記載された内容について、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員である者、又はそれらと密接な関係を有する者に該当するかを愛知県豊橋警察署に照会すること。(2)別紙豊橋市空家バンク登録カード（様式第２号）に記載されている事項のうち、所有者及び管理者が特定されるものを除いて、豊橋市のホームページで公開すること。(3)空家バンクの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。(4)公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部又は公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部三河支部に媒介を依頼した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく額の範囲で支払うこと。(5)豊橋市空家情報登録制度設置要綱第１２条に基づき、物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（媒介を依頼した場合のみ）間で解決にあたり、市には責任を追及しません。以上のことについて同意します。年　　月　　日　　　　　　　　　　　申込者　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　月　　日　　 |

※申込みにあたり記載された個人情報は、利用登録者、宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

添付書類　共有者がいる場合　共有者の同意書　代理人がいる場合　委任状